

第9期羽島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画におけるパブリックコメント結果一覧

| No. | 意見 | 市の考え方 |
|-----|---|--|
| 1 | <p>■項目及びページ P44 在宅医療と介護の連携</p> <p>■意見 以下の文面を「主な取組」に追加してください。 ACPIに関する普及啓発</p> <p>■理由 ACPとは(アドバンス・ケア・プランニング)人生の最終段階における医療や介護の方が一のときに備えて、大切にしていることや望み、どのような医療やケアを望んでいるかについて、自分自身で考えたり、信頼する人たちと話し合ったりすること(これからの治療やケアに関する話し合い)をいいます。介護サービス事業者やサービス提供内容を知ること大事ですが、いちばんは身近な人が最後をどのようにしていくか当事者に近い者同士が話し合うことが大切と考えます。</p> | <p>ACPIについては、「基本方針5安心して暮らせるまちづくり」「(5)高齢者の権利擁護」「エンディングノートの活用」において取り組んでおり、話し合いのツールとして、「私のエンディングノート」を市ホームページに掲載することで、普及啓発をしていますので、原案のとおりとします。</p> |
| 2 | <p>■項目及びページ P45 認知症サポーター養成講座</p> <p>■意見 以下の文章を「事業概要」に追加してください。 ・認知症サポーターフォローアップ講座</p> <p>■理由 羽島市で認知症サポーター養成講座を受講された方を対象に、フォローアップ講座があるため。</p> | <p>認知症サポーターフォローアップ講座については、事業概要にある「認知症サポーター養成講座等」の中に含まれていないので、原案のとおりとします。</p> |
| 3 | <p>■項目及びページ P45 (2)認知症施策の推進</p> <p>■意見 以下の文面を「主な取組」に追加してください。 ・認知症カフェの普及</p> <p>■理由 羽島市でも認知症カフェをしているため</p> | <p>「本人発信支援」において、認知症の人同士が語り合う場として、認知症カフェが該当します。したがって、事業概要に、「認知症カフェ等において、」を追記します。</p> |
| 4 | <p>■項目及びページ P47 重層的支援体制の整備</p> <p>■意見 以下の事柄についてご対応をお願いします。 社会福祉法人の連携による、地域の相談支援体制の強化推進を明記してください。</p> <p>■理由 令和5年12月議会で福祉部長がご答弁されました。社会福祉法人が自らの事業活動だけでなく、異なる分野の福祉ニーズを知り他の社会福祉法人と連携することは大切である。有益な取組であるので、社会福祉法人に窓口設置に向け紹介していくことを努めていく。 つまり社会福祉法人が自らの事業活動だけの縦割り分野を打破して、身近な地域に福祉総合相談窓口設置を行政が促すということです。</p> | <p>ご意見につきましては、社会福祉法第24条第2項の規定による社会福祉法人個々の責務として求められる「地域における公益的な取組」を、地域の複数の法人が連携・協働し、地域住民が抱える生活や福祉的課題に対応することにより、法人の使命や役割を果たすことを目的とする取組のひとつです。連携の動きはありますが、市がどのように関わっていくのかは不透明でありますので、「重層的支援体制の整備」における市の取組は原案のとおりとします。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 5 | <p>■項目及びページ P48 (1)高齢者の生きがいづくり支援</p> <p>■意見 ①以下の指標を追加して「実績」と「第9期計画の見込み」を計画書に表記してください。 ・シルバー人材センター登録者数 ・老人クラブ単位クラブ数 ・老人クラブ会員数 ②第8期羽島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で示された「老人クラブ単位クラブ数・会員数」の見込みが実績を大きく下回っていた場合は、「事業名」の「老人クラブへの支援」の事業概要をより具体的にする必要があると考えます。</p> <p>■理由 ①第8期羽島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に上記の指標が掲載されています。 ②「主な取組」としてシルバー人材センター、老人クラブが掲載されていますので、数値化して状況がどうなっているかを公表する必要が有ると思います。</p> | <p>シルバー人材センター及び老人クラブについては、計画値と実績値を示し管理するものではないと判断しております。したがって、シルバー人材センター登録者数、老人クラブ単位クラブ数、会員数の見込みにつきましては、指標として適当でないため、記載はせず原案のとおりとします。</p> |
| 6 | <p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <p>■意見 70歳の要支援・要介護認定を受けていない人に調査票(チェックリスト)を配布し、生活機能の低下を調査してはいかがですか？</p> <p>■理由</p> | <p>ご意見については、今後の取り組みとして参考とさせていただきます。</p> |
| 7 | <p>■項目及びページ P50 高齢者の介護予防・重度化予防の推進</p> <p>■意見 第8期羽島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で記載(P60)されていた、「訪問型サービス」「通所型サービス」の表を掲載してください。</p> <p>■理由 2023年12月末現在で特に訪問・通所型サービスでA～Dがありますが、羽島市の実施状況を示す必要が有るためです。</p> | <p>介護予防・生活支援サービス事業の実施状況については、「第2章羽島市の現状」「3介護保険サービスの利用実績」「(3)地域支援事業費の実績」(17ページ)にて実施状況を示しており、原案のとおりとします。</p> |
| 8 | <p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <p>■意見 以下の文面を「主な取り組み」に追加してください。 ・介護保険事業者が、障害福祉サービス等事業所の指定も受けられる、新たな共生型サービス事業所の確保と利用に向けた支援を行います。</p> <p>■理由 介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする。障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした指定手続きの特例として、平成30年に設けられた制度です。この取り組みは地域共生社会を推進するためのきっかけとなりますので、羽島市でも介護保険サービス事業者が障害福祉サービスを提供できるよう行政として推進してほしいです。</p> | <p>「基本方針1地域共生社会の実現に向けた地域づくり」「(3)地域ケア会議の実施」において、地域資源の把握や地域づくりに取り組む中で、具体的な地域課題やニーズを社会的基盤の整備につなげていくこととしておりますので、原案のとおりとします。</p> |
| 9 | <p>■項目及びページ P56 (1)高齢者の地域生活支援</p> <p>■意見 ①以下の指標を追加して「実績」と「第9期計画の見込み」を計画書に表記してください。 ・ふれあいサロン延べ開催日数 ・ふれあい訪問活動延べ訪問回数</p> <p>■理由 ①第8期羽島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に上記の指標が掲載されています。 ②「主な取組」としてふれあいサロン、ふれあい訪問活動が掲載されていますので、数値化して状況がどうなっているかを公表する必要が有ると思います。</p> | <p>ふれあいサロンについては、開催日数より実施箇所数の維持または増加に重きを置いています。また、ふれあい訪問活動については、対象となるひとり暮らし高齢者等を数値化するのは難しいと考えております。以上のことから、指標に記載せず原案のとおりとします。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 10 | <p>■項目及びページ P56 (1)高齢者の地域生活支援</p> <p>■意見 以下の文面を「主な取組」に追加してください。 ・介護支援ボランティア制度の導入</p> <p>■理由 介護支援ボランティア制度は、厚生労働省の認可を受けた有償ボランティア制度です。地方自治体が介護支援に関わるボランティア活動を行った高齢者に対し、実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度であり、介護保険料を実質的に軽減する制度である。介護保険法の規定に基づき、地域支援事業交付金を財源として導入されました。この取り組みは全国に広がりつつあります。介護人材が不足しているといわれる昨今、羽島市でも新たな介護人材の確保ということで導入してほしいです。</p> | <p>ボランティアポイント制度については、「基本方針3介護保険サービスの充実・継続」「(4)介護保険制度の適正利用と公正な運営」「介護人材の確保」(54ページ)において取り組んでまいります。</p> |
| 11 | <p>■項目及びページ P57 介護者支援体制の強化</p> <p>■意見 以下の文面を「主な取組」に追加してください。 ・介護休業・介護休暇等の取得が容易となるよう、制度の周知や関係機関との連携について推進していきます。</p> <p>■理由 令和3年6月に育児・介護休業法が改正されました。改正内容の中に「介護休業取得要件」の緩和があります。厚生労働省の雇用動向調査によると、2021年に離職した人は約717.3万人、そのうち個人的理由で離職した人は約517.3万人でした。そして、個人的理由で離職した人のうち「介護・看護」を理由とする人は約9.5万人でした。「介護・看護」が休暇をとりづらい風潮が根強くあります。働き方では、労働時間の短縮や休暇の取得などの調整をしながら仕事を続けている状況もおられます。以上のことより介護者支援として「仕事と介護」をテーマとした取組が必要だと考えます。</p> | <p>ご指摘のとおり、働く家族等の支援として、相談・支援の充実や介護離職をせざるを得ない状況を防ぐ必要があります。「家族介護者支援」の概要に「また、仕事と介護の両立支援を推進します。」を追記します。</p> |
| 12 | <p>■項目及びページ 該当ページ不明</p> <p>■意見 以下の「主な取り組み」を計画書に追加してください。 ・運転免許証自主返納者等支援事業</p> <p>■理由 羽島市では運転免許証を自主返納された方などを対象に、返納後の日常生活の移動を支援する事業があるので、計画書に追加すべきだと考えます。</p> | <p>運転免許証自主返納者等支援事業は、高齢運転者による交通事故の減少を目的としたものです。高齢者の移動支援につきましては、「第5章施策の展開」「基本方針4高齢者の地域生活支援」「(3)生活支援サービスの充実・強化」(58ページ)にて取り組んでまいりますので、原案のとおりとします。</p> |
| 13 | <p>■項目及びページ P60 防犯・防災体制の強化</p> <p>■意見 以下の文面を「施策の方向性」に追加してください。 ・新たな福祉避難所整備をして、災害発生時の管理運営体制を構築し、避難生活における安全・安心の確保をする。</p> <p>■理由 ①羽島市には福祉避難所が整備されています。実際やっていることなので、施策の方向性に記載するべきと考える。 ②収容人数と実際の避難者の需要を考えた場合、現状の福祉避難所で足りている状況ですか？ ③令和6年1月1日に発生した「能登半島沖地震」で災害の危険さを改めて感じました。羽島市は防災基本条例をしますので、意見の事柄は計画書に追記必要と考えます。</p> | <p>ご意見については、今後の具体的な取り組みとして参考とし、検討していくため、原案のとおりとします。</p> |